

公的統計マイクロデータの新たな利用形態について —わが国におけるオンサイト利用（リモートアクセスによる）の実現に向けて—

谷道 正太郎（(独)統計センター）
佐藤 智哉（総務省政策統括官（統計基準担当））

1 はじめに

統計利活用ニーズの多様化・高度化が進む中、信頼性のある統計調査で得られたマイクロデータ（調査票情報）は客観的な証拠に基づく学術研究を行う上で高い価値があり、公的統計のマイクロデータ利用に対しては大きな期待がよせられている。調査票情報の秘密保護の大前提の下、高度公益利用におけるマイクロデータの新たな利用形態として、我が国では、オンサイト利用の実現に向けた検討が進められている。平成26年3月に改定（閣議決定）された「公的統計の整備に関する基本的な計画」においても、マイクロデータの提供については、セキュリティに万全を期す観点から、リモートアクセスを含むオンサイト利用といった新たな利用方法の実現を目指した検討を行うこととされている。

2 オンサイト利用による公的統計マイクロデータの利用

新たな利用形態であるオンサイト利用は、安全性や利便性の向上を図り、マイクロデータ利用の一層の推進を目指す取組である。

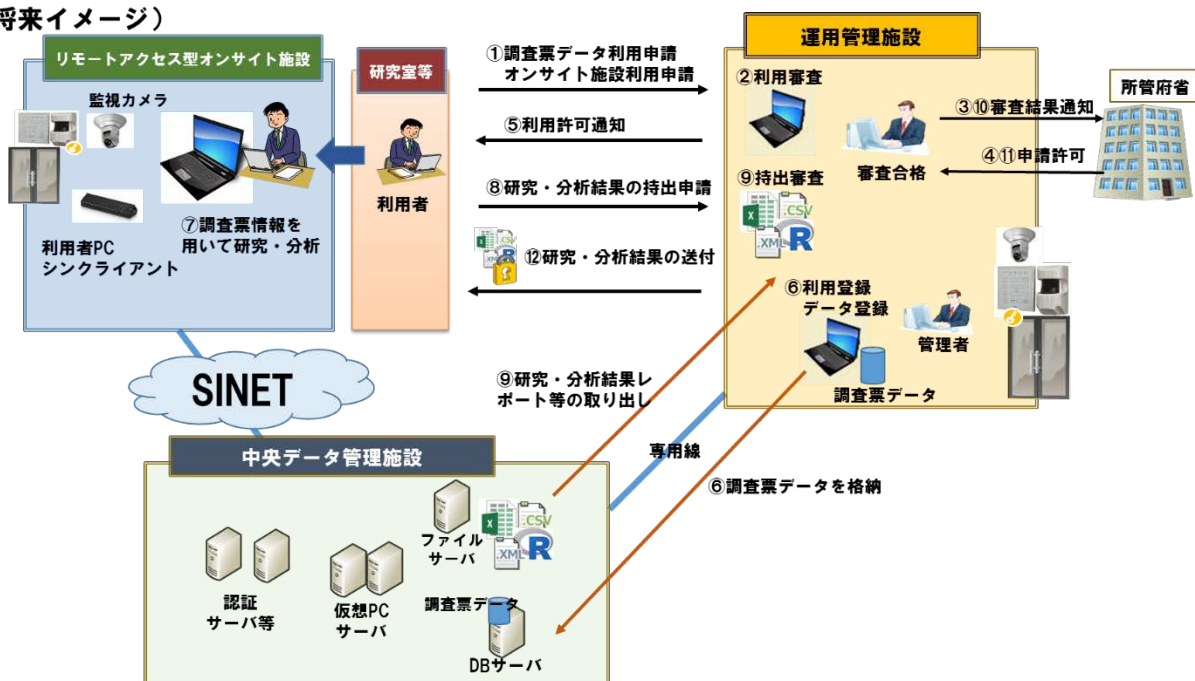
この利用形態では、データは中央で一括管理し、ユーザーはオンサイト施設内の端末から、中央データ管理施設の仮想PCを遠隔操作することで分析を実施することとしており、データの管理面や利用場所（基準を満たす施設）の面からもセキュリティ・安全面の向上が図られる。

また、利用にあたっての手續については、利用申出時には基本的事項（利用目的、利用者の範囲、利用する調査票情報の範囲等）のほか、集計や分析の概要を記載すればよく、現行のような詳細な集計・分析出力様式は不要とすることを想定している（また、利用場所や利用環境、保管場所、管理方法に関する事項も不要となる）。これにより、手續の簡素化が図られることとなる。

そして大きな特徴として、利用できる調査事項については、これまでは集計・分析に照らして、必要最小限の調査事項のみであったが、オンサイト利用においては、研究に必要な最小限の項目に限定せず、基本的に、調査対象を直接識別する調査事項以外の事項は利用可能とすることを想定している。これにより、試行錯誤を行いながらの分析、探索的な研究が可能となることから、現行よりも利便性が向上することとなる。

オンサイト施設で行った分析結果を外部に持ち出すことを希望する場合には、秘匿性などのチェックの後に持ち出すこととなる。

(将来イメージ)



3 オンサイト利用の実現に向けて

新たな利用形態であるオンサイト利用においては、これまでにはなかった、「リモートアクセスで結ばれたオンサイト施設」や「施設外への分析結果の持出し」などの新しい要素があるため、これらに対応して、施設として満たすべき基準や、持出しの際の審査の考え方・基準などを新たに整理、策定する必要がある。

例えば、施設基準に関しては、安全な利用環境を担保するため、施設全体の観点（入退室管理やネットワーク環境など）をはじめ、利用者PC、監視措置（カメラなど）、更には体制面といった観点なども考えられる。

また、分析結果の施設外への持出しに際しての審査の基準については、秘匿性確保の観点から、例えば、分析結果の種類（度数・数量表、グラフや、平均値、相関・回帰係数など）に応じてどのようなチェックの内容が考えられるのかなど、外国（Eurostat）の例も参考にしつつ検討が行われている。

今後、試行における状況なども踏まえつつ、詳細の検討、内容の精査が進んでいくこととなるが、本報告では、以上のようなオンサイト利用の実現に向けた検討状況について紹介する。